

2015年5月8日

部分保障変更制度「安心リレープラン」の取扱い開始について

～保障見直しの自在性が向上！～

第一生命保険株式会社(社長:渡邊 光一郎)では、国内成長戦略「一生涯のパートナー With You プロジェクト」(※)の取組みの一環として、2015年5月21日より、ご加入いただいている契約を部分的に新たな保障に柔軟に見直すことのできる「部分保障変更制度「安心リレープラン」」の取扱いを開始します。

一般的に生命保険は長期にわたる契約であるため、ご加入後もライフステージや社会環境などの変化にあわせて契約の見直しをおこなっていただくことが大切です。

そのため、当社では、お客さまお一人おひとりのニーズの変化に合致した「確かな安心」を提供できるよう、契約全体を総合的に見直す「転換制度」に加え、2011年から、入院関係特約を当社最新の終身医療保障に医師の診査や健康状態の告知なく見直すことのできる医療保障変更制度「メディカルスイッチ」を実施しています。

今般、さらに、「部分保障変更制度「安心リレープラン」」の取扱いを開始することにより、ご加入契約の必要な保障を継続したまま、見直しが必要な部分を新たな保障に変更することが可能となります。これにより、お客さまの多様な保障見直しニーズに、より柔軟に幅広くお応えできるようになります。

この「部分保障変更制度「安心リレープラン」」では、今後も必要な保障を継続しつつ、例えば、

- (1) お子さまの独立などにより、死亡保障の部分を見直して、介護にも備えたい
- (2) セカンドライフに備えて、更新型の医療保障を当社最新の終身医療保障に変更して保障額も増やしたい
- (3) 終身の死亡保険を部分的に見直して、終身の介護保障に変更したい

など、ライフステージや社会環境の変化にあわせて、柔軟に部分的な変更を行なうことが可能となります。

第一生命では「一生涯のパートナー With You プロジェクト」(※)のコンセプトにもとづき、お客さまお一人おひとりにあわせた総合的なコンサルティングを通じて、生命保険のご加入からお受取りまで、未来につづく「確かな安心」をお届けしていきます。

※生涯設計デザイナー®(営業職員)をはじめとする高い専門性をもつ全役職員の「強固なチームワーク」で、お客さまの一生涯に寄り添った「確かな安心」「充実した健康サポート」を提供する取組み

「安心リレープラン」を加えた第一生命の保障見直し制度

契約全体を
総合的に
見直す

転換制度

●ライフステージの変化などにより、契約全体を当社最新の保障に変更するなど、総合的に見直せます。

保障を
部分的に
見直す

部分保障変更制度

「安心リレープラン」

●今後も必要な保障は継続しながら、保障の一部を医療・介護保障等に変更するなど、柔軟に見直せます。

診査・告知
なしで
入院関係特約
を見直す

医療保障変更制度

「メディカルスイッチ」

●入院等に備える特約を、短期入院や多様化する手術に備えられる当社最新の終身医療保険に診査・告知なく変更できます。

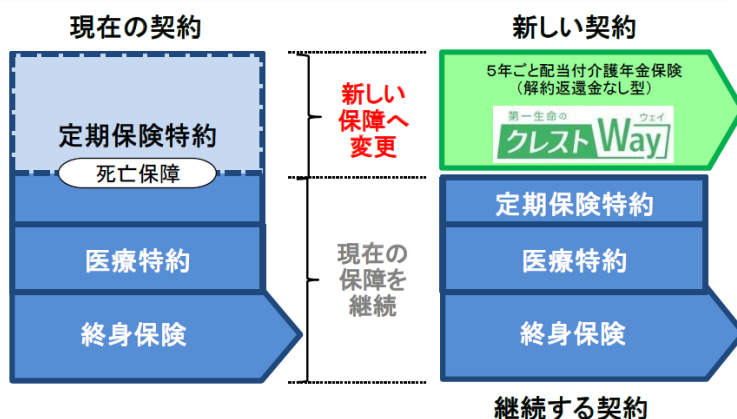
・上記は当社の保障見直し制度の概要を説明したものです。保障を見直す方法は他にもあります。

安心リレープランによる保障見直しイメージ

①死亡保障特約を一生涯の介護保障に！

たとえば

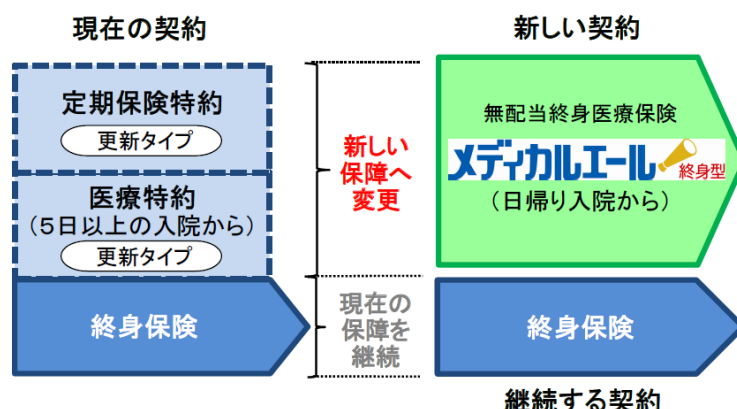
お子さまが社会人になり、大きな死亡保障よりも介護保障に保障の重点が変化。ご自分のセカンドライフに備えるために、万が一に備える定期保険特約(死亡保障)の一部を、一生涯の介護年金保険「クレストWay」に変更。



②更新タイプの特約を一生涯の医療保障に！

たとえば

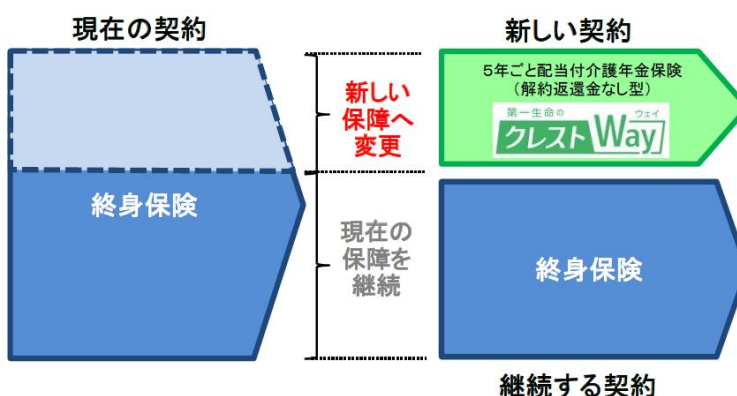
医療の進歩に対応するために、更新タイプの定期保険特約や医療特約を、終身医療保険「メディカルエール(終身型)」に見直し。5日以上以上の入院が支払要件だった医療特約は、日帰り入院や公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療に備えられる当社最新の医療保障に変更。



③終身保険の一部を一生涯の介護保障に！

たとえば

ご自分が要介護状態になったときの介護施設への入居費用や住宅改修費等に備えるために、終身保険の一部を、一生涯の介護年金保険「クレストWay」に見直し。終身保険の保障を継続する部分はご家族のために。



・制度利用にあたっては、契約後2年以上経過しているなど所定の要件を満たしている必要があります。
 ・新しい契約の保険料は、制度利用時の被保険者の契約年齢および保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、現在の契約と新しい契約で異なることがあります。

この資料は2015年5月21日より取扱う制度の概要を説明したものであり、保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。保障見直しによって新たに契約する際には、「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。